

平成28年第2回定例会（12月議会）  
建設部 提出資料

建設委員会

【所管関係】

- |         |                         |        |
|---------|-------------------------|--------|
| ○ 建設政策課 | 秋田県国土強靱化地域計画（素案）について    | ・・・ 別冊 |
| 〃       | 秋田県土地開発公社が所有する土地の取得について | ・・・ 1  |
| ○ 道路課   | 大内JCTにおける逆走事故について       | ・・・ 3  |

# 秋田県土地開発公社が所有する土地の取得について

平成28年12月5日  
建設政策課

## 1 概要

- ・都市計画道路の事業用地として、秋田県土地開発公社（以下「公社」という。）が先行取得した土地について、秋田県土地開発基金を活用して県が取得する。

※秋田県土地開発基金… 公用若しくは公共用に供する土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として設置された基金

## 2 土地の状況

所在地 秋田市飯島鼠田三丁目32-177  
地目及び面積 宅地 315.88㎡  
取得年月日 平成8年9月10日  
公社帳簿価格 16,037,543円

## 3 経緯

- ・公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、当該土地の前所有者から県による買取りを希望する申出があり、これを受けて県の要請により公社が当該土地を先行取得したものであり、平成8年9月の取得以降、約20年間にわたり公社の長期保有の状態となっている。

## 4 取得の理由

- ・「秋田県土地開発公社のあり方検討委員会検討報告書」（平成28年1月）及び「包括外部監査結果報告書」（同年3月）において、当該土地を公社が長期保有することは適切ではなく、長期保有の早期解消が求められていたため。

## 5 スケジュール

平成28年12月 秋田県土地開発基金運用の決定  
平成29年 1月 県と公社との間で土地売買契約締結  
" 3月 土地の所有権移転登記完了

6 位置図



# 大内 J C T における逆走事故について

平成 28 年 12 月 5 日  
道 路 課

## 1 事故の概要

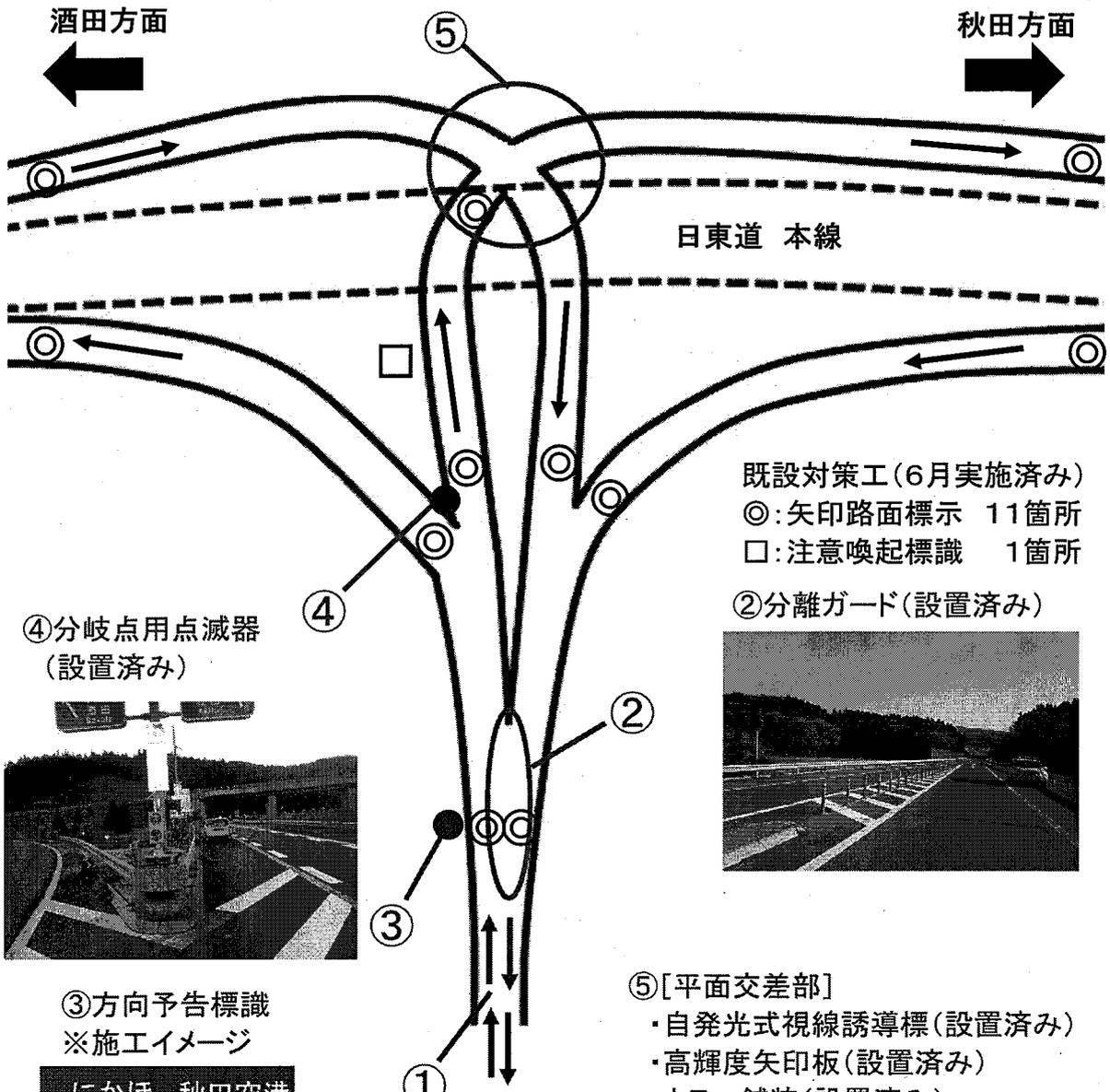
- ・平成 28 年 10 月 21 日午前 4 時頃、日本海沿岸東北自動車道大内 J C T 付近の本線上でトラックと軽乗用車の衝突事故が発生し、軽乗用車に乗っていた 70～80 代の男女 3 名が死亡した。
- ・軽乗用車は、国道 105 号から同自動車道に乗り入れる際、誤って対向車線に進入したと思われる、本線を秋田市に向かって直進していたトラックに正面衝突した。

## 2 これまでの逆走対策

- ・国土交通省は、全国的な高速道路での逆走事故を踏まえ、昨年 11 月、全国 38 箇所を対策実施箇所として公表し、県管理道路では大内 J C T が対象とされた。
- ・これを受け、国土交通省と県は、大内 J C T の現地調査を実施し、今年 3 月には、県警を加えた 3 者による逆走対策に関する協議を行った。
- ・対策工事として、今年 6 月、本線とランプの分岐・合流部等に路面標示を 11 箇所設置し、また、注意喚起標識を 1 箇所追加設置した。

## 3 事故後の対応

- ・今回の事故を踏まえ、国土交通省や県、県警等の関係機関に加え、交通工学や高齢者の事故防止に詳しい専門家による 事故対策会議 を設置した。
- ・11 月 10 日に第 1 回対策会議を開催し、第 1 段階の措置として以下の対策を実施することとした。
  - 【分岐部における対策】  
矢印路面標示、分離ガード、方向予告標識、分岐点用点滅器の設置
  - 【平面交差部における対策】  
自発光式視線誘導標、高輝度矢印板、カラー舗装、注意喚起標識の設置
- ・今後は、第 1 段階措置の効果検証を行った上で、追加対策の必要性等について検討を行う予定である。



日東道 本線

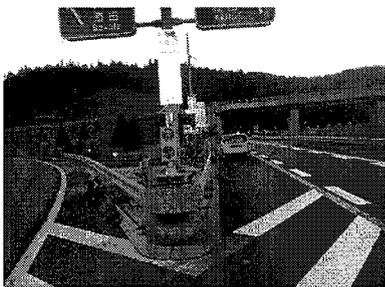
既設対策工(6月実施済み)

- ◎: 矢印路面標示 11箇所
- : 注意喚起標識 1箇所

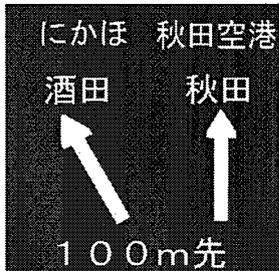
②分離ガード(設置済み)



④分岐点用点滅器  
(設置済み)



③方向予告標識  
※施工イメージ



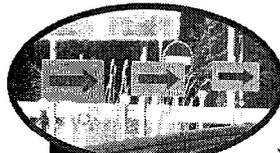
⑤[平面交差部]

- ・自発光式視線誘導標(設置済み)
- ・高輝度矢印板(設置済み)
- ・カラー舗装(設置済み)
- ・注意喚起標識

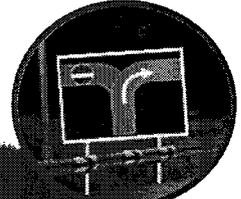
①矢印路面標示(設置済み)



高輝度矢印板



注意喚起標識  
※施工イメージ



カラー舗装



赤色  
路線

青色  
路線

自発光式  
視線誘導標



## 秋田県国土強靱化地域計画（素案）について

平成28年12月5日  
 総合防災課  
 総合政策課  
 建設政策課

## 1 策定の基本的な考え方

- 本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画にあたり、また本県の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置づけるもの。
- 大規模自然災害全般を対象としつつ、災害の規模・態様にかかわらず、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、事前に取り組むべき施策を考えるとこのアプローチにより計画を策定する。
- 国が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、施策ごとに実施する「脆弱性評価」（進捗状況や課題など客観的な評価）と「推進方針」（脆弱性評価に基づく今後の対応方策）をもとに、本県の強靱化の方針を明らかにする。

## 2 地域計画の策定体制

- 秋田県国土強靱化地域計画策定推進会議（庁内関係課長 19課）
- 秋田県国土強靱化地域計画策定検討会議（民間ライオン事業者、学識者 7名）

## 3 これまでの経緯と今後のスケジュール

平成27年10月	推進会議設置	・脆弱性評価・推進方針の検討 ・計画たたき台の作成
平成28年8月	第1回推進会議（地域計画たたき台について）	
9月	第1回検討会議（ " ）	・脆弱性評価・推進方針の精査 ・計画素案の作成
11月	第2回検討会議、推進会議（地域計画素案について）	
"	市町村説明会・意見照会	・計画素案への意見等の反映
12月	県議会へ地域計画（素案）提出	
"	パブリックコメントの実施	
平成29年1月	第3回検討会議、推進会議（地域計画案について）	・計画案への意見等の反映
2月	県議会へ地域計画（案）提出	